報道資料

千 葉 県

CHIBA

Chiba Prefectural Government

令和３年１０月２０日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

県では、国の基本的対処方針及び現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、令和３年１０月２５日以降の県における対策の内容を、以下のとおりとすることとしました。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び近隣都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

１ 基本的対処方針の概要

○ これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。

○ 感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うものとする。

２ 県における基本的な考え方

① 国の基本的対処方針に沿った措置を行う。

② 対策の緩和については段階的に行い、必要な対策を継続する。感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じる。

③ 期間は、令和３年１０月２５日（月）から１１月３０日（火）まで※とし、それ以降については、感染状況等を踏まえて改めて判断する。

※ イベントの開催制限については、３（２）に記載のとおり。

３　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

（１）県民の皆様へ

○　基本的な感染対策を徹底　～会話するときはマスクを着用～

- 「３つの密」、「感染リスクが高まる「５つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底してください。

  「１０のポイント」「新しい生活様式の実践例」を参考にしてください。

  ※　上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

  「１０のポイント」

  URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf

  「新しい生活様式の実践例」

  URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf

  「感染リスクが高まる「５つの場面」」

  URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03_5scenes.pdf

- 帰省や旅行など、都道府県間の移動は、「３つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底してください。
- 感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えてください。

  （医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、移動の自粛要請の対象外とします。）
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用してください。

○　飲食時の注意　～お店から求められる感染防止策に協力～

- 広さに応じて、一定の距離を確保できる人数でお願いします。
- 会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。
- 飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。
- 換気が良く、座席間の距離が確保されている又は適切な大きさのアクリル板等が設置されている店を選んでください。
- 食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さないでください。
- 箸やコップは使いまわさないでください。
- 手指消毒を徹底してください。
- 感染防止対策について県が認証・確認している「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」、「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」の利用をお願いします。

  ※　お店のリストは千葉県ホームページに掲載しています。

  ※　飲食店の感染防止対策の実施状況を確認するため、引き続き、見回りを行います。

（２）イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ

【留意事項】

○　催物開催にあたっては、その規模に関わらず、業種別ガイドラインの徹底や、「３つの密」が発生しない席の配置、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策を講じてください。

○　参加者名簿を作成し連絡先等を把握するとともに、接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）の利用を推奨してください。

○　参加者が１，０００人を超えるようなイベント等を開催しようとする場合には、事前に県に相談をお願いします。例えば、大規模集客施設・商業施設等において行われるオープニングセレモニーその他の集客活動についても、イベントと同様に相談をお願いします。

※　事前相談についての詳細については、千葉県ホームページの「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を御確認ください。

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan-2.html

※　その他の留意事項や以下の開催制限の目安等の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html

【開催制限の収容率・人数上限の目安等】

○　令和３年１０月１日（金）から１０月３１日（日）まで[※1]

≪新型インフルエンザ等対策特別措置法第２４条第９項≫

収容率：１００％（大声なし[※2]）又は５０％（大声あり[※3]）

かつ

人数上限：「５，０００人又は収容定員の５０％以内のいずれか大きい方」又は「１０，０００人」のいずれか小さい方

※　人数上限以上のイベントの開催について、特に感染リスクが低減できる追加的な対策が可能な場合は個別に相談に応じます。

○　令和３年１１月１日（月）から１２月１９日（日）まで

≪新型インフルエンザ等対策特別措置法第２４条第９項≫

収容率：１００％（大声なし[※2]）又は５０％（大声あり[※3]）

かつ

人数上限：「５，０００人又は収容定員の５０％以内のいずれか大きい方」

※　今後の感染状況や、国が検討している「ワクチン・検査パッケージ」の適用による行動制限の緩和などにより、変更する可能性があります。

○　令和３年１２月２０日（月）から当面の間　≪お願い≫

収容率：１００％（大声なし※2）又は５０％（大声あり※3）

かつ

人数上限：「５，０００人又は収容定員の５０％以内のいずれか大きい方」又は「１０，０００人」のいずれか小さい方

※　今後の感染状況等を踏まえ、緩和が可能かどうか、１１月下旬に改めて判断します。

※　国が検討している「ワクチン・検査パッケージ」の適用による行動制限の緩和などにより、変更する可能性があります。

※　人数上限以上のイベントの開催について、特に感染リスクが低減できる追加的な対策が可能な場合は個別に相談に応じます。

＊　上記の条件のほかは、令和３年９月２８日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の１都１道２府２３県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」のとおりとします。

＊　国の基本的対処方針による「『ワクチン・検査パッケージ』の技術実証」については、必要に応じて、人数制限等について特例的に取り扱います。

※1　令和３年１０月１日までに販売された入場券等に限り、本目安は適用せず、販売した入場券等はキャンセル不要と扱います。

※2　大声での歓声、声援等が想定されない催物の判断については、実態に照らして、個別具体的に判断されます。この場合、収容定員５，０００人までの施設については、満席とすることが可能です。

※3　大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（５名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はなく、５０％を超える場合があります。

（「同一グループ（５名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない」としているのは、家族等の日頃行動を共にするグループ内であれば、催物中、間隔を空けずに着席しても、感染リスクは大幅には増加しない（日頃の行動における感染リスクと比べれば捨象しうる）と考えられるためです。）

（３）事業者の皆様へ

○　職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）や、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進してください。

○　職場においては、感染防止のための取組（マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「３つ

の密」及び「感染リスクが高まる「５つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。

○　職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン※が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。

○　取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

※　職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請については、千葉県ホームページの「職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請」を御確認ください。
https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/20210929workplace.pdf

※　これまでの緊急事態宣言発令時等に要請した感染防止対策（別表参照）も参考にしてください。

※　業種別のガイドライン
（内閣官房ホームページ）
https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf

※「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」
（千葉県ホームページ）
https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html

※「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の５つのポイント～
（千葉県ホームページ）
https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/torikumi5point.pdf

別表　これまでの緊急事態宣言発令時等に要請した感染防止対策

○　徹底した換気を行ってください。
※　例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありえます。
※　機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30 分に 1 回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
○　飲食をする場においては、全ての座席について「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安１～２ｍ）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。
※　遮蔽板（アクリル板等）の設置：同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。
○　店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。
○　店舗入口及び店内に、「食事中以外のマスクの着用をお願いする」旨を掲示又は呼びかけを行ってください。
○　マスク着用のお願いについて、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
○　店舗入口及び店内に、「発熱や咳などの異常が認められる場合は入場をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
○　人と人とが対面する場において、アクリル板など、会話により飛散する飛沫を遮ることができる板等を設置するか、相互の適切な距離を確保してください。
○　従業員へ、保健所から行政検査を受けるよう指導等があった場合には、受検することを促していただくようお願いします。
○　入場者が密集しないよう、入場者の整理及び誘導をお願いします。
○　事業所の消毒をお願いします。

飲食店を利用する皆さまへ

お店は

✓ **認証店・確認店**をご利用ください

（対象店は 千葉県　認証店一覧 千葉県　確認店一覧 で検索できます）

✓ **換気**が良く、
座席間の距離が十分確保されている、または
適切な大きさの**アクリル板**が設置されているお店で

✓ **広さ**に応じて、**一定の距離を確保できる**人数で

お食事は

✓ 食事は**短時間**で、**深酒**をせず、**大声**を出さず、
会話の時は、**マスク**着用。

✓ **箸**や**コップ**は使いまわさない。**手指消毒**を徹底。

チーバくん

新型コロナウイルスのまん延防止にご協力をお願いします

千葉県

飲食店を利用する皆さまへ

以下はＮＧ

マスク無し・至近距離で会話や飲食・他人との接触

深酒

コールなどの大声

体調不良で参加

- × お酌に回る
- × 立ち話で密になる
- × ほかの人の食器を使う
- × 回し飲み
- × マスクなしでマイクを使用

新型コロナウイルスのまん延防止にご協力をお願いします

千葉県

県民の皆さまへのお願い

基本的な感染対策

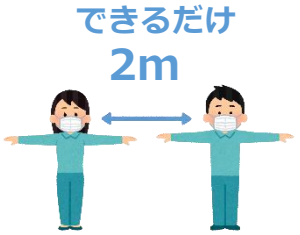

- ✓ **マスク**の着用、こまめな**手洗い**を徹底
- ✓ 適度な**換気**を行い、人と人との**距離の確保**を

会食は

- ✓ **認証店・確認店**をご利用ください
- ✓ **広さ**に応じて、**一定の距離を確保できる**人数で
- ✓ **短時間**で、**深酒**をせず、**大声**を出さず、**会話**の時は、**マスク**着用

外出は

- ✓ **発熱等の症状**がある場合は、受診するとき以外は**外出**を控える
- ✓ **帰省や旅行**の際は、**基本的な感染防止策**を徹底

チーバくん

新型コロナウイルスのまん延防止にご協力をお願いします

千葉県

ワクチン接種後も感染防止対策を徹底!!

基本的な感染対策

こまめな手洗い・消毒

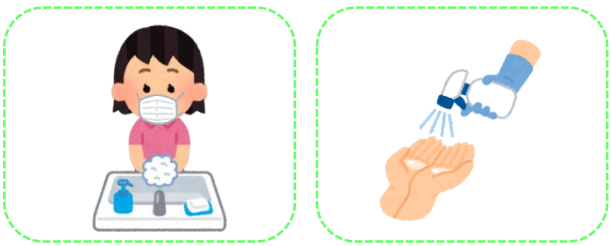

マスク着用の徹底

適度な換気

十分な距離の確保

会食時のポイント

- ✓ 広さに応じて一定の距離を確保できる人数で
- ✓ 会話の時は、マスクを着用
- ✓ 認証店・確認店をご利用ください

チーバくん

新型コロナウイルスのまん延防止にご協力をお願いします

※ ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する場合があります。
また、免疫がついても発症予防効果は100%ではありません

千葉県

10 月 25 日以降の協力要請等の主な変更点等

令和３年１０月２０日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

対策の期間		10 月 25 日から 11 月 30 日（イベントを除く）とする。 以降については感染状況等を踏まえて判断。
県民へのお願い	外出について	・ 「原則として 21 時以降の夜間は不要不急の外出を自粛」等については解除。 ● 「帰省や旅行など都道府県間の移動に係る基本的な感染対策の徹底」や「感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控える」については、引き続きお願い。
	飲食について	● 認証店・確認店の利用を ● 換気が良く、座席間の距離確保又はアクリル板の設置されている店を選択 ● 広さに応じて、一定の距離を確保できる人数で ● 会話をする際は、必ずマスク着用 ● 箸やコップは使いまわさない、手指消毒を徹底
事業者へのお願い		● 「業種別ガイドラインの遵守」は引き続きお願い ・ 飲食店等における、営業時間短縮、酒類の提供制限、人数制限については、制限を解除。 ※ ただし、県民に対し、「認証店・確認店の利用」や「広さに応じて一定の距離を確保できる人数」等を呼びかけ ・ 商業施設に対する、営業時間の短縮、人数制限を解除。 ・ カラオケ設備の提供制限を解除。
イベント		● 令和 3 年 11 月 1 日から 12 月 19 日まで ＜24 条⑨＞ 人数：① 5,000 人又は 50%以内の大きい方 ② 大声ありは 50%以内、大声なしは 100% ⇒ ①と②の小さい方 ※ 10,000 人の人数上限を解除 ● 12 月 20 日以降、当面の間 人数：① 5,000 人又は 50%以内の大きい方（上限 10,000 人） ② 大声ありは 50%以内、大声なしは 100% ⇒ ①と②の小さい方 ※ 人数上限等についての緩和の可否について、改めて判断 ※ 人数上限以上のイベントの開催について、特に感染リスクが低減できる追加的な対策が可能な場合は個別に相談に応じる。

「Ｇｏ Ｔｏ イート」事業における食事券の新規発行の再開について

飲食店等を支援する「Ｇｏ Ｔｏ イート」事業について、令和３年１０月１８日から、発行済みの食事券等の利用を再開したところですが、県内の飲食店で利用できる食事券（電子クーポン）の新規発行についても再開します。

新たに発行する食事券については、「感染防止対策が徹底されている認証店及び確認店で利用できる食事券」を１０月２５日から販売を行い、「高いレベルでの感染防止対策を行っている認証店向けに限定した食事券」を１１月上旬に販売します。

１　認証店及び確認店向け食事券の発行

県内の飲食店（※認証店及び確認店で「Ｇｏ Ｔｏ イート」事業に加盟登録した飲食店）で使用できるプレミアム付き食事券を発行します。

（１）発 行 数　約２８万６千セット（約３６億円分）

（２）販売価格　１セット当り１０，０００円（２５％のプレミアム付き）
（１２，５００円分の食事券を１０，０００円で販売）

（３）発 行 日　令和３年１０月２５日（月）午前１０時から（売切れ次第終了）

（４）購入方法　ＬＩＮＥによるオンライン購入（電子クーポン）
購入制限　１回の購入当たり一人２セットまで
※今回は紙券による発行はありません。

※「認証店」：千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店
「確認店」：千葉県飲食店感染防止基本対策確認店

２　認証店限定の食事券の発行

県内の認証店（加盟店）限定で使用できるプレミアム付き食事券を発行します。

（１）発 行 数　２万４千セット（約３億円分）

（２）販売価格　１セット当り１０，０００円（２５％のプレミアム付き）
（１２，５００円分の食事券を１０，０００円で販売）

（３）発 行 日　令和３年１１月上旬予定

（４）購入方法　ＬＩＮＥによるオンライン購入（電子クーポン）
購入制限　１回の購入当たり一人２セットまで

３　利用期限

令和３年１２月１５日（水）まで。

４　利用に当たってのお願い

・会食は、広さに応じて、一定の距離を確保できる人数でお願いします。
・会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。
・お店から求められる感染防止策に協力してください。
・換気が良く、座席間の距離が確保されている又は適切な大きさのアクリル板等が設置されている店を選んでください。
・食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さないでください。
・箸やコップは使いまわさないでください。
・手指消毒を徹底してください。

５　問い合わせ先

（利用者向け）

・食事券の購入方法、利用方法等の詳細は、利用者向け「Ｇｏ　Ｔｏ　イート」事業公式サイト（https://www.chiba-gte.jp/user/）をご覧ください。

・電話での問い合わせ：Ｇｏ　Ｔｏ　イート千葉県事務局
TEL：０５７０－０５２－１２０（平日１０：００～１９：００）

（飲食店向け）

・「Ｇｏ　Ｔｏ　イート」の加盟店の募集・登録等の詳細は、飲食店向け「Ｇｏ　Ｔｏ　イート」事業公式サイト（https://www.chiba-gte.jp/member_store/）をご覧ください。

・電話での問い合わせ：Ｇｏ　Ｔｏ　イート千葉県事務局（飲食店向け）
TEL：０５７０－０５２－０８０（平日１０：００～１９：００）

【参考】

「ＧｏＴｏイート」の概要

農林水産省が行う「ＧｏＴｏイート」は、感染症対策に取り組みながら頑張っている飲食店を応援し、食材を供給する農林漁業者を応援するものです。

・県内の加盟店（約7,600店舗）で使用できるプレミアム付き食事券（1万2,500円分の食事券を１万円で消費者が購入）について、令和２年１１月２８日以降「食事券の新規発行の一時停止」、令和２年１２月２３日以降「利用を控えていただく呼びかけ」を行ってきました。

・発行予定額１００億円分のうち、約６１億円分は販売済み（そのうち未利用だった約３億４千万円分を１０月１８日から利用を再開）となっています。

・今回、未発行分の約３９億円分（約３１万セット）を発行します。

【問合せ先】商工労働部経営支援課
０４３－２２３－２７９０

飲食店の技術実証の実施について

１０月２２日（金）から飲食店での「ワクチン／検査パッケージ」の技術実証を国と共同で、下記のとおり実施します。

１　実施目的

感染対策と社会・経済活動を両立させて日常生活の回復を進める「ワクチン／検査パッケージ」を導入した際の、店舗におけるオペレーション（手間・人・費用等）に係る課題を調査・検証します。

２　実施店舗・期間

店舗名	実施期間（定休日は除きます）	実施時間
アンティコ ジェノベーゼ	10 月 23 日(土)～11 月 4 日(木)	18 時～22 時
割烹 をざわ	10 月 22 日(金)～11 月 4 日(木)	17 時～20 時
丸万寿司	10 月 22 日(金)～11 月 4 日(木)	17 時～21 時

※上記の実施時間以外は通常営業を行っています。

※厳しい基準による感染対策を講じている「千葉県飲食店感染防止対策認証店」で実施します。

【各店舗の住所等】

（1）アンティコ ジェノベーゼ

住　所：千葉市中央区登戸 1-13-22 シティファイブ A 棟 101

ＵＲＬ：https://antico-genovese.jp/

（2）割烹 をざわ

住　所：千葉市中央区中央 1-2-12

ＵＲＬ：https://www.kabayaki.co.jp/

（3）丸万寿司

住　所：千葉市中央区中央 3-7-11

ＵＲＬ：http://www.maruman-sushi.com/

３　実施内容

実施店舗において、以下の事項を実施します。

・入店時に、ワクチン接種証明書又はＰＣＲ検査の陰性の結果通知等、及び本人確認書類を確認

・ＣＯ２濃度測定

・利用者へのアンケート調査の実施

・入店者数等のデータ集計及び報告

４　店舗の利用

技術実証実施期間中は、ワクチン接種証明書（２回目接種後２週間経過）又はＰＣＲ検査の陰性の結果通知（入店３日前以内）等、及び本人確認書類をご提示いただいたお客様に店舗をご利用いただけます。

（１２歳未満の方については、保護者同伴であれば上記証明書等の提示は必要ありません。）

なお、実施時間以外はどなたでもご利用いただけます。